

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：048-747-1166

担当：支援相談員

時間：午前9：00～午後5：00（月曜日～土曜日）

※ ご不明な点に関しましては、お気軽にお問い合わせください。

2 当施設（介護予防）通所リハビリテーションの概要

(1) 名称等

ア 名称：医療法人社団葵会 介護老人保健施設 葵の園・春日部

イ 所在地：〒344-0117

埼玉県春日部市金崎 71-1

ウ 介護保険指定番号：(1150680070)

(2) 提供できるサービスの種類と地域

ア 種類：送迎・食事・入浴・機能訓練等

イ 地域：原則的に春日部市内（詳細はご相談下さい）

(3) 体制

管理者	介護職員	支援相談員	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士
1名	2名以上	1名	1名（兼務）以上		

(4) 設備

定員	食堂	機能訓練室	浴室	相談室	送迎車
30名	1室	1室	1室※	1室	5台

※ 一般浴槽・車椅子浴槽があります。

(5) 営業時間

月～土	午前8：30～午後5：30
日	定休日
年末・年始	12月31日～1月3日 休業

※ 月～土曜日の祝祭日は営業致します。 緊急連絡先：048-747-1166

3 サービス内容

- ア 送 迎 : 送迎時間は利用者の安全を最優先に行っています。
- イ 食 事 : 栄養のある献立を考慮し、利用状況、嗜好に応じて楽しい雰囲気作りに心がけています。
- ウ 入 浴 : 利用者の身体の清潔を保持するように心がけています。
- エ 機能訓練 : 日常生活動作を含む利用者の機能保持及び機能回復を図っています。
- オ 生活相談 : 利用者の基本的人権を尊重し、細やかな愛情のもとに平等に接し、食事、趣味活動を通じて心身の健康維持、増進、機能回復に努めてまいります。

4 料 金

(1) 利用料金

(2) ア 通所リハビリテーション【介護保険適用時の自己負担額 1割(2割・3割)】

(3) 介護保険適用自己負担額は、春日部市地域区分単価で計算されています。

(4) 1回単位に利用回数を計算しますと、端数の関係で合計金額が多少異なります。

提供 時間	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
6～7 時間	739 (1,477・2,216)円	878 (1,756・2,634)円	1,014 (2,027・3,040)円	1,175 (2,349・3,524)円	1,333 (2,665・3,998)円
4～5 時間	572 (1,143・1,714)円	664 (1,327・1,990)円	754 (1,508・2,262)円	872 (1,744・2,616)円	989 (1,977・2,966)円
3～4 時間	502 (1,004・1,506)円	584 (1,168・1,751)円	665 (1,329・1,993)円	768 (1,535・2,303)円	870 (1,740・2,610)円
1～2 時間	382 (763・1,144)円	412 (823・1,234)円	444 (887・1,330)円	474 (947・1,420)円	508 (1,015・1,522)円

キャンセル料金

利用者様のご都合でサービスを中止する場合、食材料、光熱費高騰により下記のキャンセル料金を徴収させていただきます。

①利用日の2日前までにご連絡いただいた場合【無料】

②利用日前日17時までにご連絡がない場合【食事代として750円】

○別途加算 負担額【1割負担（2割負担・3割負担）】

入浴加算Ⅰ	入浴介助を行った場合	42(83・124)円/日
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(所)後又は認定日から起算して3月以内	114(228・341)円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の場合	62(124・186)円/日
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回につき月2回を限度	155(310・465)円/日
科学的介護推進体制加算	サービスを適切かつ有効に提供する情報を活用	42(83・124)円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	基準に適合した職員配置をしており、通所リハビリテーションを行った場合	23(46・69)円/日
退院時共同指導加算	入院していた病院の職員等と共同で指導を行う	620(1240・1860)円/回
送迎減算(片道)	事業所が送迎を行わない場合	-49(-97・-146)円/回
リハビリテーション提供体制加算 1	3時間以上4時間未満 ※	13(25・37)円/回
リハビリテーション提供体制加算 2	4時間以上5時間未満 ※	17(33・50)円/回
リハビリテーション提供体制加算 3	5時間以上6時間未満 ※	21(42・62)円/回
リハビリテーション提供体制加算 4	6時間以上7時間未満 ※	25(50・75)円/回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス利用に係る自己負担額(介護保険対象サービス)の総月額の8.6%	

※ 利用者25名に対し1名の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を配置された場合に算定

- (5) 介護職員処遇改善加算は、要介護度及び利用内容により加算額が変動いたします。

自己負担利用料 1回分(介護保険適用外)	食事代	750円
----------------------	-----	------

- (6) イ 介護予防通所リハビリテーション【介護保険適用時の自己負担額1割(2割・3割)】

- (7) 介護保険適用自己負担額は、春日部市地域区分単価で計算されています。

利用料 1月分	要支援1 2,343(4,686・7,029)円	要支援2 4,368(8,735・13,103)円
---------	--------------------------	---------------------------

(8) ○別途加算 負担額【1割負担(2割負担・3割負担)】

科学的介護推進体制加算	42(83・124)円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	支援1:91(182・273)円 支援2:182(364・546)円/月
12月超減算	支援1:-124(-247・-370)円/月 支援2:-247(-493・-740)円/月
退院時共同指導加算	入院していた病院の職員等と共同で指導を行う 620(1,240・1,860)円/回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス利用に係る自己負担額(介護保険対象サービス)の総月額の8.6%

※介護職員処遇改善加算は、要介護度及び利用内容により加算額が変動いたします。

自己負担利用料 1回分(介護保険適用外)	食事代	750円
----------------------	-----	------

※ご本人の嗜好によるメニューの変更は代替品にて提供することができますが、別途料金(200円)が発生致しますのでご了承下さい。

○その他の費用

項 目	費 用	内 容
オムツ使用料(税別)	紙オムツフラット 120円/枚 紙オムツパンツ 150円/枚 尿とりパット 70円/枚	施設の物を使用した場合、ご負担いただきます。
クラブ・行事参加費	実費（都度、連絡）	クラブ・行事に参加した場合、ご負担いただきます。

(9) 支払方法

利用月の末締めとし、翌月末日までにお支払ください。支払方法は預金口座振替のご指定口座より引落しさせていただきます。引落しができない間は当施設の指定口座に銀行送金（手数料は利用者負担）にてお支払い願います。ご入金の確認完了後領収書を発行いたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でご連絡ください。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

(2) サービスの終了

ア 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。

ウ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が施設に入所した場合あるいは医療機関に入院した場合。
- ② 介護 給付・介護予防給付を受けていた利用者の要介護・要支援区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合。

エ その他

① 健康上の理由によるサービスの中止

- (1) 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。

(3) ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。
また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

※ サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振替えることができますが、予約が入っている日には振替えできませんので、あらかじめご了承ください。

① 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合は、利用者は文書にて解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

② 利用者や家族等が当事業者のサービス従事者または他の利用者に対し、暴言、いやがらせ等、サービス提供に著しく支障をきたす行為を行った場合は、当事業者は文書にて通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 (介護予防) 通所リハビリテーションの特徴等

(1) 「運営方針」

当事業者のサービス従事者は、サービスの提供において利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて可能な限り、その居宅においてより長期の日常生活を営むことができるようサービスに努めます。

(2) サービスの現状

項目	有 無	備 考
男性職員の有無	有	—
時間延長の可否	否	—
従業員への研修の実施	有	月 1 ～ 2 回の施設内研修の実施
サービスマニュアルの有無	有	—

(3) サービス利用にあたっての留意事項

ア 利用者は他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならない。

イ 利用者は事業者の設備、備品等の使用にあたって、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合、賠償するものとする。

ウ その他この規定に定めるもののほか、サービス利用に関する事項は、契約書及び重要事項説明書に明記し利用者に説明するものとする。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、状況に応じ、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

8 非常災害対策

- ア 防災時の対応：事業所防災規定による。
- イ 防災設備：前ア項の規定に沿った設備を設置。
- ウ 防災訓練：年2回実施。
- エ 防災責任者：施設が定めた者。

9 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護、医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼する。

10 サービス内容に関する苦情

ア 当事業者ご利用相談・苦情

介護老人保健施設 葵の園・春日部 支援相談員
電話：048-747-1166

イ その他

市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。
春日部市 担当課：介護保険課 電話：048-736-1111
埼玉県国民健康保険団体連合会 電話：048-824-2568

11 当事業者の概要

名称・法人種別	医療法人社団 葵会
	介護老人保健施設 葵の園・春日部
代表者	理事長 新谷 幸義
電話番号	048-747-1166

別紙

個人情報の利用目的

介護老人保健施設葵の園・春日部では、利用者及びご家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ―入退所等の管理
 - ―会計・経理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ―利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ―利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ―検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ―家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ―保険事務の委託
 - ―審査支払機関へのレセプトの提出
 - ―審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ―医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ―当施設において行われる学生の実習への協力
 - ―当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ―外部監査機関への情報提供
- 契約する場合は、以下のことを確認すること。

私は、契約書及び本書面により、事業者から（介護予防）通所リハビリテーションについての重要事項ならび個人情報利用目的の説明を受け同意することを承諾致します。

事業者名 医療法人社団 葵会
介護老人保健施設 葵の園・春日部(事業所番号 1150680070 号)
埼玉県春日部市金崎 71-1
理事長 新谷 幸義 印